

能登町建設工事標準請負契約約款（平成17年能登町告示第14号）の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額（前項の規定の適用があるときは、同項の規定により定められた額）を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を、第48条の規定により乙が賠償金を支払わなければならない場合においては当該賠償金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第43条、第43条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間</p>	<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額（前項の規定の適用があるときは、同項の規定により定められた額）を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を、第48条の規定により乙が賠償金を支払わなければならない場合においては当該賠償金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第43条、第43条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間</p>

改正後	現行
<p>前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第45条又は第45条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>(乙の損害賠償請求等)</p> <p>第47条の3 (略)</p> <p>2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 乙は、この契約に関して、第43条の2第11号コに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第43条の2第11号ケに規定する確定した納付命令について、独占禁止法<u>第7条の3第1項</u>の規定の適用があるとき。</p>	<p>前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.6パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第45条又は第45条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>(乙の損害賠償請求等)</p> <p>第47条の3 (略)</p> <p>2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 乙は、この契約に関して、第43条の2第11号コに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第43条の2第11号ケに規定する確定した納付命令について、独占禁止法<u>第7条の2第7項</u>の規定の適用があるとき。</p>

改正後	現行
(2)・(3) (略) 3～5 (略)	(2)・(3) (略) 3～5 (略)
附 則 (令和3年3月31日告示第22号) この告示は、令和3年4月1日から施行する。	